

東京都荒川区立  
諏訪台中学校  
P T A 規 約



令和4年4月1日

## 第一章 名 称

第一条 本会は荒川区立諏訪台中学校PTAとする。

第二条 本会の事務局は荒川区立諏訪台中学校におく。

## 第二章 目 的

第三条 本会は次の項目を目的とする。

- 一、学校教育に対する理解を深め、学校及び家庭教育の充実発展に努力する。
- 二、地域社会における連帯感を育成し、地域環境の改善に努める。
- 三、保護者と教職員が緊密な協力をするにより、生徒の心身の健全な発展を図る。
- 四、教育に対する理解を深めるため会員相互の啓発を盛んにし、親睦を図る。

## 第三章 方 針

第四条 本会は次の諸項を方針とする。

- 一、本会は教育を本旨とする民主団体として活動する。
- 二、本会はいかなる営利的企業を支持することも、いかなる職務の候補者を推薦することもしない。
- 三、本会は学校の経営管理や教職員の人事に干渉しない。

## 第四章 会 員

第五条 本会の会員は在校生の保護者及び本校教職員とする。

## 第五章 会 計

第六条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあたる。

第七条 会費は年額生徒一人三千六百円とする。(300円×12ヶ月=3,600円/年)

第八条 本会の資産は第二章の目的達成のため以外に使用できない。

第九条 本会の会計年度は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

## 第六章 役員及び会計監査

第十条 本会の役員及び会計監査は次のとおりとする。

- 一、会長 保護者1名
- 二、副会長 保護者4名程度、教職員若干名
- 三、書記 保護者3名程度、教職員若干名
- 四、会計 保護者2名程度、教職員若干名
- 五、会計監査 保護者2名程度、教職員若干名

第十一条 役員及び会計監査の選任は次のとおりとする。

- 一、役員及び会計監査は、役員選出委員会が候補者を挙げ本人の承認を得て、年度末(最終)の運営委員会で決定する。
- 二、役員選出委員会の構成は次の通りとする。
  - (一)各学級の中から1名を選出する。
  - (二)役員(PTA会長を除く)の中から互選により2名を選出する。
  - (三)教職員の中から互選により2名を選出する。
- 三、役員欠損が生じた場合は、運営委員会において承認する。
- 四、役員及び会計監査の任期は一ヶ年とする。ただし再任するも妨げない。

第十二条 役員及び会計監査の任務は次のとおりとする。

- 一、会長は、本会を代表して会議を総轄する。
- 二、副会長は、会長を補佐し、会長の事故ある時は会長の任務を代行する。
- 三、書記は、総会・運営委員会の議事を記録し各会合について通知する。
- 四、会計は、本会の会計に関する一切の事務を行い総会においてこれを報告する。
- 五、会計監査は、会計を監査し年度始総会にこれを報告する。

## 第七章 顧問・相談役

第十三条 本会に顧問・相談役をおくことができる。

- 一、顧問は、会長経験者とし、任期は十ヶ年とする。  
但し再任するも妨げない。
- 二、相談役は、副会長経験者とし、任期は一ヶ年とする。

## 第八章 集 会

第十四条 集会は次のとおりとする。

- 一、総会
- 二、運営委員会
- 三、常任委員会

第十五条 集会の議決は出席者の過半数とする。

## 第九章 総 会

第十六条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

なお、形式は対面総会または書面総会とする。

第十七条 総会は次のとおり開く。

- 一、年度初め総会
  - (一) 前年度事業報告。
  - (二) 前年度決算の審議ならびに承認。
  - (三) 会計監査の承認。
  - (四) 新年度予算及び事業計画の審議並びに承認。
- 二、臨時総会
  - (一) 運営委員会が必要と認めたとき。

第十八条 総会は会員の過半数（委任状を含む）をもって成立する。

- 一、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 二、書面総会での決議を行う場合は、会員の書面による議決権行使により議決するものとする。

この場合において、会員数の三分の一以上の議決権行使書の提出があった場合に総会は有効なものとし、議事はその過半数で決する。なお、可否同数のときは、否決とする。

## 第十章 運営委員会

第十九条 運営委員会は、本会の役員・常任委員会の委員長・副委員長及び学校長をもって構成する。

第二十条 運営委員会は、本会の目的達成のため各種事業の計画立案とその運営に当たる。

一、年度末(最終)の運営委員会

(一)事業報告。

(二)会計経過報告

(三)新年度役員及び会計監査の選出ならびに承認。

(四)一般会員の参加を認める。

二、必要ある場合は特別委員会をもうけることができる。

## 第十一章 常任委員会

第二一条 常任委員会は次の通りとする。

一、学年委員会

各学級及び学年間の連絡を図り、教育活動の振興に協力する。

二、成人委員会

教育に対する理解を深め、文化的教養を高める。

三、校外委員会

生徒の校外生活指導に協力する。

四、広報委員会

広報誌の発行及び会の内外にわたる広報活動にあたる。

第二二条 常任委員会の委員は、各学年において選出された委員と教職員をもって構成する。

第二三条 各常任委員の委員長、副委員長は委員の中から互選される。

第二四条 常任委員会及び特別委員会は、事業計画を運営委員会に図りその承認を得なければならない。

## 第十二章 改正

第二五条 本規約は総会において出席者の過半数の同意によって改正することができる。

### 第十三章 付 則

第二六条 本会の運営に必要な場合は、内規を定める。

第二七条 本規約は平成10年4月1日より効力が生ずるものとする。

※平成13年度年度初総会に於いて改正

※平成14年度年度初総会に於いて改正

※平成19年度年度初総会に於いて改正

※平成23年度年度初総会に於いて改正

※平成27年度年度初総会に於いて改正

※平成28年度年度初総会に於いて改正

※平成30年度年度初総会に於いて改正

※平成30年度年度臨時総会に於いて改正

※令和3年度年度初総会に於いて改正

# 諏訪台中学校PTA内規

## 1. 会員の慶弔に際する慶弔金について

- (1) 教職員の結婚及び出産(配偶者も含む)-----5,000円
- (2) 保護者及び生徒の死亡-----5,000円
- (3) 教職員の死亡(配偶者も含む)-----5,000円
- (4) 教職員の家族(会員の父母及び子ども・同居の義父母)-----5,000円
- (5) 保護者の家族(子ども及び同居の父母)-----5,000円
- (6) 花代等、学校と折半する場合
- (7) その他、役員会で必要と認めた場合

## 2. 会員の災害、事故、病気等に対する見舞金について

- (1) 生徒の事故、病気による入院 -----5,000円
- (2) 教職員(配偶者も含む)の事故、病気による入院-----5,000円
- (3) 保護者及び教職員の不慮の災害
- (4) その他、役員会で必要と認めた場合

※(3)(4)の金額は、役員会で協議の上決定する。

※入院に対する見舞金は、入院10日以上を基準とする。

## 3. 教職員の転退職及び運営委員の退職に際し謝意の記念品贈呈について

※郵送にて贈呈する。

- (1) 教職員の記念品
- (2) 運営委員の記念品

## 4. PTAの対外活動参加に要する費用について

- (1) PTAを代表して慶弔に出席する際の交際費用は、実費を支給する。

(但し、一人2,000円を限度とする)

- (2) PTAを代表して研修会等に参加する場合は参加費を支給する。

(但し、総額50,000円を限度とする)

- (3) 学校主催の行事に出席する場合

① 諏訪台中学校(入学式・卒業式・運動会・文化祭)-----5,000円

② 区内小中学校周年行事祝 -----5,000円

- (4) 地域町会との交際費に関する費用を一定としない。

5. 生徒部活動等における大会出場の補助金について

大会出場の決まった部活動等の団体に対して以下の金額を補助し、活躍を応援する。

(原則として、中学体育連盟または中学文化連盟主催の大会を対象とする)

- ① 全国大会レベル----- 50,000円
- ② 関東大会レベル----- 30,000円
- ③ 都大会レベル-----5,000円

6. この規約の改廃は、運営委員会で協議して決める。